

市区町村別集計項目(推進体制等)

島根県	
市区町村数	19

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2023年4月1日現在で有効なもの)					
			担当課(室)名	所属	事務所掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有			問4-1 無	
								問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況
					13	14	12					19				
32	201	松江市	人権男女共同参画課	1	1	1	1	松江市男女共同参画推進条例	2005年3月31日	2005年3月31日		第3次松江市男女共同参画計画	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
32	202	浜田市	人権同和教育啓発センター	1	2	1	1	浜田市男女共同参画推進条例	2005年10月1日	2005年10月1日		浜田市男女共同参画推進計画(第4次)~性別にとられることなく誰もが自分らしく生活できる社会を目指して~	2022年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1	
32	203	出雲市	市民文化部 市民活動支援課	1	2	1	1	出雲市男女共同参画のまちづくり条例	2005年12月16日	2005年12月16日		第5次出雲市男女共同参画のまちづくり行動計画	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
32	204	益田市	人権センター	1	2	1	1	益田市男女共同参画推進条例	2014年3月28日	2014年4月1日		第4次益田市男女共同参画計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
32	205	大田市	人権推進課	1	2	1	1	大田市男女共同参画推進条例	2005年10月1日	2005年10月1日		第3次大田市男女共同参画計画	2023年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1	
32	206	安来市	人権施策推進課	1	2	1	1	安来市男女共同参画推進条例	2014年3月26日	2014年4月1日		第4次安来市男女共同参画計画	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1	
32	207	江津市	人権啓発センター	1	2	1	1	江津市男女共同参画推進条例	2001年3月21日	2001年4月1日		第4次江津市男女共同参画推進計画	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
32	209	雲南市	人権推進室	1	2	1	1	雲南市男女共同参画推進条例	2004年11月1日	2004年11月1日		第2次雲南市男女共同参画計画 気づいて築くうなんプラン	2015年4月 ~ 2025年3月	1	1	
32	343	奥出雲町	町民課	1	2	1	1	奥出雲町男女共同参画推進条例	2009年3月19日	2009年3月19日		第3次奥出雲町男女共同参画計画	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
32	386	飯南町	住民課	1	2	1	0	飯南町男女共同参画推進条例	2018年6月15日	2018年6月15日		第3次飯南町男女共同参画計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
32	441	川本町	まちづくり推進課	1	2	0	1	川本町男女共同参画推進条例	2005年12月22日	2006年4月1日		第3次川本町男女共同参画推進計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
32	448	美郷町	人権同和对策室	1	2	0	0				0	美郷町男女共同参画計画	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
32	449	邑南町	町民課	1	2	1	1				0	第2次邑南町男女共同参画計画	2017年4月 ~ 2027年3月	1	1	
32	501	津和野町	つわの暮らし推進課	1	2	1	1	津和野町男女共同参画推進条例	2010年3月31日	2010年4月1日		第2次津和野町男女共同参画計画	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1	
32	505	吉賀町	税務住民課	1	2	1	1				0	第3次吉賀町男女共同参画計画	2023年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1	
32	525	海士町	健康福祉課	1	2	0	0				0	海士町男女共同参画推進計画	2022年4月 ~ 2031年3月	0	1	
32	526	西ノ島町	総務課	1	2	0	0				0	西ノ島町男女共同参画計画	2018年11月1日 ~ 2029年3月31日	1	1	
32	527	知夫村	議会事務局	1	2	0	0				3	第2次知夫村男女共同参画計画	2022年4月1日 ~ 2032年3月31日	1	1	
32	528	隠岐の島町	地域振興課	1	2	0	1				0	第4次隠岐の島町男女共同参画計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	

<選択肢回答>

- | | | | | |
|--------------------------------|-----------------------------|---|--|------------------------------------|
| 所属
1 首長部局
2 教育委員会 | 庁内連絡会議
1 有
0 無 | 男女共同参画に関する条例
現在の状況
1 2024年3月末までの制定を目途に検討中
2 2023年度以降の制定を目途に検討中
3 その他
0 検討していない | 男女共同参画に関する計画
女性活躍推進法の推進計画との関係
1 一体
0 一体でない
計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2 計画名称」は括弧書きで表記)
1 単独計画として策定
0 総合計画の一部として策定 | 現在の状況
1 策定予定有
0 策定予定無 |
|--------------------------------|-----------------------------|---|--|------------------------------------|

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2023年4月1日現在で開設済の施設)																
			問6-1		問6-4 所在地等					問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体							
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理		事業運営					
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他		
			3									1	2	3	0	0	3	0	0
32	201	松江市	松江市男女共同参画センター	プリエール	690-0061	島根県松江市白潟本町43 スティックビル3F	0852-32-1190	0852-32-1191	https://www.city.matsue.lg.jp/soshikikarasagasu/shimimbu_jinkendanjokyodosankuka/priere/index.html		○	○					○		
32	202	浜田市																	
32	203	出雲市	出雲市男女共同参画センター	くすのきプラザ	693-0011	島根県出雲市大津町2096-3	0853-22-2055	0853-22-2157	https://www.city.izumo.shimane.jp/www/contents/1698108902200/index.html	○		○					○		
32	204	益田市																	
32	205	大田市																	
32	206	安来市																	
32	207	江津市																	
32	209	雲南市	雲南市男女共同参画センター		699-1334	島根県雲南市木次町新市3	0854-42-1767	0854-42-1839	https://www.city.unnan.shimane.jp/unnan/kurashi/machidukuri/jinken/center.html		○	○					○		
32	343	奥出雲町																	
32	386	飯南町																	
32	441	川本町																	
32	448	美郷町																	
32	449	邑南町																	
32	501	津和野町																	
32	505	吉賀町																	
32	525	海士町																	
32	526	西ノ島町																	
32	527	知夫村																	
32	528	隠岐の島町																	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2023年4月1日現在で開設済の施設)														
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業									
					用常勤(雇用(任用)期間の定めがない職員)	用非常勤(雇用(任用)期間の定めがある職員)		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
			3					3	3	2	3	2	3	3	1	1	
32	201	松江市	松江市男女共同参画センター	1996年10月1日	0	5	2,069	○	○	○	○		○	○			
32	202	浜田市			0	0	0										
32	203	出雲市	出雲市男女共同参画センター	2007年4月1日	0	3	2,387	○	○		○	○	○	○			
32	204	益田市			0	0	0										
32	205	大田市			0	0	0										
32	206	安来市			0	0	0										
32	207	江津市			0	0	0										
32	209	雲南市	雲南市男女共同参画センター	2008年4月1日	4	2	1,627	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
32	343	奥出雲町			0	0	0										
32	386	飯南町			0	0	0										
32	441	川本町			0	0	0										
32	448	美郷町			0	0	0										
32	449	邑南町			0	0	0										
32	501	津和野町			0	0	0										
32	505	吉賀町			0	0	0										
32	525	海士町			0	0	0										
32	526	西ノ島町			0	0	0										
32	527	知夫村			0	0	0										
32	528	隠岐の島町			0	0	0										

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2023年7月1日現在)														
			問7-2			市区長数	うち		副市区長数	うち		町村長数	うち		副町村長数	うち		自治会長数	うち	
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態		女性市区長数	女性比率(%)		女性副市区長数	女性比率(%)		女性町村長数	女性比率(%)		女性副町村長数	女性比率(%)		女性自治会長数	女性比率(%)
			5			8	0	0.0	10	1	10.0	11	0	0.0	11	0	0.0	5,672	357	6.3
32	201	松江市	2010年10月16日	松江市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	2	0	0.0							834	48	5.8
32	202	浜田市				1	0	0.0	1	0	0.0							122	13	10.7
32	203	出雲市	2005年12月16日	出雲市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	1	50.0							2319	219	9.4
32	204	益田市				1	0	0.0	1	0	0.0							251	8	3.2
32	205	大田市				1	0	0.0	1	0	0.0							428	19	4.4
32	206	安来市				1	0	0.0	1	0	0.0							389	10	2.6
32	207	江津市	2009年12月22日	江津市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							219	10	4.6
32	209	雲南市	2013年9月30日	雲南市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							500	16	3.2
32	343	奥出雲町										1	0	0.0	1	0	0.0	114	0	0.0
32	386	飯南町										1	0	0.0	1	0	0.0	22	0	0.0
32	441	川本町										1	0	0.0	1	0	0.0	30	0	0.0
32	448	美郷町										1	0	0.0	1	0	0.0	103	6	5.8
32	449	邑南町	2014年11月1日	邑南町「男女共同参画推進の町」宣言	2							1	0	0.0	1	0	0.0	39	1	2.6
32	501	津和野町										1	0	0.0	1	0	0.0	114	5	4.4
32	505	吉賀町										1	0	0.0	1	0	0.0	52	1	1.9
32	525	海士町										1	0	0.0	1	0	0.0	14	0	0.0
32	526	西ノ島町										1	0	0.0	1	0	0.0	15	0	0.0
32	527	知夫村										1	0	0.0	1	0	0.0	7	0	0.0
32	528	隠岐の島町										1	0	0.0	1	0	0.0	100	1	1.0

<選択肢回答>
 男女共同参画に関する宣言
 宣言の形態
 1 首長声明
 2 議会の議決
 3 庁内連絡会議の決定
 4 その他

調査時点コード	1	2023年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				問9-1						調査時点コード									
		問8-1		問8-2					審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)			問8 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他		
		目標値(%)	目標達成期限	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数												女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数							女性比率(%)	総委員数
	小計			692	589	8,390	2,373	28.3		529	466	6,719	1,920	28.6	105	67	549	104	18.9	404	62	15.3	582	87	14.9							
32	201	松江市	40.0	2027年3月	94	94	1,178	432	36.7	・地方自治法第202条の3に基づく審議会等	94	94	1,178	432	36.7	6	5	40	11	27.5	53	8	15.1	54	8	14.8	1				1	
32	202	浜田市	40.0	2028年3月	35	29	479	136	28.4	・地方自治法第180条の5に基づく委員会等 ・地方自治法第202条の3に基づく審議会等	29	25	444	131	29.5	6	4	35	5	14.3	38	11	28.9	39	11	28.2	1				1	
32	203	出雲市	40%以上	2027年3月	52	49	884	266	30.1	・地方自治法第202条の3に基づく審議会等 ・その他要綱等により設置されている審議会等	38	35	607	208	34.3	6	4	41	7	17.1	79	7	8.9	80	7	8.8	1				1	
32	204	益田市	40.0	2026年3月	54	46	780	226	29.0	・地方自治法第180条の5に基づく委員会等 ・地方自治法第202条の3に基づく審議会等 ・その他要綱等により設置されている審議会等	43	37	540	149	27.6	6	5	33	10	30.3	47	7	14.9	48	7	14.6	1				1	
32	205	大田市	40.0	2028年3月	48	44	593	213	35.9	・地方自治法第180条の5に基づく委員会等 ・地方自治法第202条の3に基づく審議会等 ・その他要綱等により設置されている審議会等	26	25	328	117	35.7	6	4	34	7	20.6	0	0	0.0	34	15	44.1	1				1	
32	206	安来市	40.0	2025年3月	47	34	561	145	25.8	・地方自治法第180条の5に基づく委員会等 ・地方自治法第202条の3に基づく審議会等 ・その他要綱等により設置されている審議会等	32	24	440	105	23.9	6	2	35	3	8.6	0	0	0.0	0	0	0.0	1				1	
32	207	江津市	40.0	2027年3月	41	37	552	173	31.3	・地方自治法第180条の5に基づく委員会等 ・地方自治法第202条の3に基づく審議会等 ・その他要綱等により設置されている審議会等	23	22	239	61	25.5	5	3	24	5	20.8	28	3	10.7	29	3	10.3	1				1	
32	209	雲南市	40.0	2025年3月	40	35	441	126	28.6	・地方自治法第180条の5に基づく委員会等 ・地方自治法第202条の3に基づく審議会等 ・その他要綱等により設置されている審議会等	32	29	375	108	28.8	6	4	37	7	18.9	33	5	15.2	34	5	14.7	1				1	
32	343	奥出雲町	40.0	2027年3月	27	22	300	71	23.7	・地方自治法第180条の5に基づく委員会等 ・地方自治法第202条の3に基づく審議会等	22	18	269	66	24.5	5	4	31	5	16.1	28	5	17.9	29	5	17.2	1				1	
32	386	飯南町	40.0	2027年3月	14	13	153	44	28.8	・地方自治法第180条の5に基づく委員会等 ・地方自治法第202条の3に基づく審議会等 ・その他要綱等により設置されている審議会等	13	10	117	25	21.4	5	4	32	8	25.0	11	1	9.1	12	1	8.3	1				1	
32	441	川本町	40.0	2027年3月	24	19	217	53	24.4	・地方自治法第180条の5に基づく委員会等 ・地方自治法第202条の3に基づく審議会等	19	17	198	49	24.7	5	2	19	4	21.1	26	3	11.5	27	3	11.1	1				1	
32	448	美郷町	40.0	2027年3月	25	18	254	42	16.5	・地方自治法第180条の5に基づく委員会等 ・地方自治法第202条の3に基づく審議会等	20	14	235	37	15.7	5	4	19	5	26.3	0	0	0.0	30	3	10.0	1				1	
32	449	邑南町	30.0	2027年3月	39	30	570	128	22.5	・地方自治法第180条の5に基づく委員会等 ・地方自治法第202条の3に基づく審議会等 ・その他要綱等により設置されている審議会等	23	18	364	66	18.1	5	2	27	3	11.1	0	0	0.0	43	3	7.0	1				1	
32	501	津和野町	40.0	2024年3月	44	35	470	105	22.3	・地方自治法第180条の5に基づく委員会等 ・地方自治法第202条の3に基づく審議会等 ・その他要綱等により設置されている審議会等	25	21	297	63	21.2	5	4	25	6	24.0	29	4	13.8	30	4	13.3	1				1	
32	505	吉賀町	40.0	2027年3月	21	17	203	63	31.0	・地方自治法第180条の5に基づく委員会等 ・地方自治法第202条の3に基づく審議会等	16	14	178	60	33.7	5	3	25	3	12.0	20	7	35.0	21	7	33.3	1				1	
32	525	海士町	40.0	2031年3月	18	13	152	22	14.5	・地方自治法第180条の5に基づく委員会等 ・地方自治法第202条の3に基づく審議会等	13	10	133	19	14.3	5	3	19	3	15.8	0	0	0.0	17	3	17.6	1				1	
32	526	西ノ島町	30.0	2029年3月	23	17	152	30	19.7	・地方自治法第180条の5に基づく委員会等 ・地方自治法第202条の3に基づく審議会等	18	14	132	27	20.5	5	3	20	3	15.0	0	0	0.0	12	1	8.3	1				1	
32	527	知夫村	40.0	2032年3月	14	11	90	18	20.0	・地方自治法第180条の5に基づく委員会等 ・地方自治法第202条の3に基づく審議会等	9	9	71	15	21.1	5	2	19	3	15.8	12	1	8.3	13	1	7.7	1				1	
32	528	隠岐の島町	40.0	2027年3月	32	26	361	80	22.2	・地方自治法第180条の5に基づく委員会等 ・地方自治法第202条の3に基づく審議会等	27	23	335	76	22.7	5	3	26	4	15.4	0	0	0.0	30	0	0.0	1				1	

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の 範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基 づく審議会等における登用状況						問10 地方自治法(第180条の5)に基 づく委員会等における登用状況						(再掲) 市町村防災会議 (委員のみ)			(再掲) 市町村防災会議 (会長を含む)		
			目 標 値 (%)	目 標 年 度	審 議 会 等 数	うち を 含 む 女 性 委 員 数	総 委 員 数	うち 女 性 等 数 委 員		女 性 比 率 (%)	審 議 会 等 数	うち を 含 む 女 性 委 員 数	総 委 員 数	うち 女 性 等 数 委 員	女 性 比 率 (%)	委 員 会 等 数	うち を 含 む 女 性 委 員 数	総 委 員 数	うち 女 性 等 数 委 員	女 性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 女 性 数 委 員	女 性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 女 性 数 委 員	女 性 比 率 (%)	
		松江市																									
		浜田市																									
		出雲市																									
		益田市																									
		大田市																									
		安来市																									
		江津市																									
		雲南市																									
		奥出雲町																									
		飯南町																									
		川本町																									
		美郷町																									
		邑南町																									
		津和野町																									
		吉賀町																									
		海士町																									
		西ノ島町																									
		知夫村																									
		隠岐の島町																									

調査時点	議会関係は2023年7月1日(その他2023年4月1日)
------	------------------------------

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査												
				議会名	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)					
					1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 産前産後期間を明記した規定はない。 2. 産前産後期間を明記した規定がある。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他	
				1の合計	18	0	18		2			19	19	19	18	16
				2の合計	0	15	0		15			0	0	0	1	2
				3の合計	0	3			1			0	0	0	0	0
				4の合計	1	0						0	0	0	0	0
32	201	松江市	2	松江市議会	1	3	1	松江市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、前項の届出を出産を事由として行う場合は、前項の規定にかかわらず、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1	松江市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 第2条第5項 議員報酬を受ける者にして病氣その他私事の故障により職務に従事しない月が引き続き3月を超えた場合には、その報酬は、半額を減ずる。	1	1	1	1	1	2
32	202	浜田市	1	浜田市議会	1	2	1	① 浜田市議会会議規則 ② 浜田市議会委員会条例 ① 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。 ② 第14条第2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に届け出ることができる。	2		1	1	1	1	1	1
32	203	出雲市	1	島根県出雲市議会	1	2	1	出雲市議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	3	「長期欠席をした場合における議員報酬等の特例に関する条例」において、議員の出産は適用除外と定めている	1	1	1	1	1	1
32	204	益田市	1	益田市議会	1	3	1	益田市議会会議規則 (欠席又は遅参の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	
32	205	大田市	1	大田市議会	1	2	1	大田市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	2
32	206	安来市	1	安来市議会	1	2	1	安来市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
32	207	江津市	1	江津市議会	1	2	1	江津市議会会議規則 (欠席の届け出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1	江津市議会議員の議員報酬等に関する条例 (議員報酬の額)第2条 2 議会の議員が次に掲げる事由以外の事由で一定の定例会の開会の日からその定例会から起算して2回後の定例会の最終日までの間の定例会、臨時会、常任委員会、議会運営委員会、全員協議会、会派代表者会議又は特別委員会(以下「議会の会議」という。)を全て欠席した場合、2回後の定例会の最終日の属する月の翌日から議会の会議に出席した日の属する月の前月までの当該議会の議員の月額報酬は、前項の規定にかかわらず、同項各号に定める議員報酬の月額に100分の80を乗じて得た額とする (1) 議会の議員その他非常勤の職員が公務災害補償等に関する条例(昭和43年江津市条例第391号)第3条第2項の規定により議長が公務又は通勤により生じた認定した災害 (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第18条第1項に規定する患者又は無症状病原体保有者	1	1	1	1	1	1
32	209	雲南市	1	雲南市議会	1	2	1	雲南市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														
			問11-3及び4 議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)						
					1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
32	343	奥出雲町	4	奥出雲町議会	1	2	1	奥出雲町会議規則 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
32	386	飯南町	2	飯南町議会	1	2	1	飯南町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
32	441	川本町	2	川本町議会	1	2	1	川本町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	2	1
32	448	美郷町	2	美郷町議会	1	2	1	美郷町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
32	449	邑南町	4	邑南町議会	1	2	1	邑南町議会会議規則 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産予定日の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
32	501	津和野町	2	津和野町議会	1	2	1	津和野町議会規則 第2条 職員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、又は遅刻するときは、その理由をつけて、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。	2			1	1	1	1	1	1
32	505	吉賀町	1	吉賀町議会	1	3	1	吉賀町議会会議規則 第2条2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
32	525	海士町	4	海士町議会	4							1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																		
			問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。		問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)								
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他				
32	526	西ノ島町	4		西ノ島町議会	1	2	1	西ノ島町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	
32	527	知夫村	2		知夫村議会	1	2	1	知夫村議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	
32	528	隠岐の島町	2		隠岐の島町議会	1	2	1	隠岐の島町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1

調査時点	議会関係は2023年7月1日(その他2023年4月1日)
------	------------------------------

都道府県	市区町村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割
		問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く)を行っているか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。	
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1. 関係するハラスメント防止に関する規定がある倫理防規正 2. 議員向け研修を実施している 3. その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		5	
		0	0	1				5	3	4			5		
		0	2	10	1	0	0	6	4	6	0		10		
		0	0	8				8	4	9	1		4		
		19	17							15					
32	201	松江市	4	4	2				3		3	1		1	松江地域防災計画 風水害対策編 第2章、第6節、1、(1)、ウ 男女共同参画の視点から、災害対応について 庁内及び避難所等における連絡調整を行い、 平時時及び災害時における役割について、明確 化しておくよう努める。 震災対策編 第2章、第7節、1、(1)、ウ 男女共同参画の視点から、災害対応について 庁内及び避難所等における連絡調整を行い、 平時時及び災害時における役割について、明確 化しておくよう努める。
32	202	浜田市	4	4	1	1		1	1	3	4		1	浜田市地域防災計画 男女共同参画の視点から、平時及び災害時に おける人権同和教育啓発センターの役割につ いて、防災安全課と人権同和教育啓発センタ ーが連携し明確化するよう努める。	

都 道 府 県	市 区 町 村	支 庁 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割		
			問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っているか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。 に1 関 定 す ハ ラ ス メ ン ト 規 定 を 設 置 し て い る に 関 す る 議 員 向 け の 研 修 は あ る か 。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。	
			1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1 関 定 す ハ ラ ス メ ン ト 規 定 を 設 置 し て い る に 関 す る 議 員 向 け の 研 修 は あ る か 。	3 そ の 他 その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 行っている。 2. 研修において利用している。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用する予定である。 4. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)			
32	203	出雲市	4	4	2				3		3	1	出雲市議会議員の通称名等の使用に関する規程 (趣旨) 第1条 この規程は、出雲市議会議員(以下「議員」という。)が議会において使用する氏名について、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第88条第8項及び第9項に規定する通称の使用が認定された氏名(以下「通称名」という。)の使用又は議員が婚姻、養子縁組等の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍の氏を改めた後引き続き、若しくは一定期間経過後婚姻等の前の戸籍の氏を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。 (通称名等の使用) 第2条 議員は、議長承認を受けたときは、次に掲げる事項を除き、通称名又は婚姻等の前の戸籍の氏(以下「通称名等」という。)を使用することができるものとする。 (1) 履歴に関する届出書類 (2) 議員証明書 (3) 辞職届 (4) 報酬、費用弁償及びその他支給に関する書類 (5) 源泉徴収票の義名 (6) 叙位及び叙勲の申請 (7) 在職証明書等各種証明書 (8) 全国市議会議員共済会に関する各種届出書類 (9) その他通称名等の使用によって実務上の混乱が生じる恐れがあると議長が判断するもの	2		
32	204	益田市	4	4	2				2		2	4		2		
32	205	大田市	4	4	3				3		3	3		1	大田市地域防災計画 (第6節 防災活動体制の整備 2. 災害対策本部体制の整備) また、県及び市は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部署が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平時時及び災害時における男女共同参画担当部署及び男女共同参画センターの役割について、県市の防災担当部署と男女共同参画担当部署が連携し明確化しておくよう努めるものとする。	
32	206	安来市	4	2	3				3		3	4		3		
32	207	江津市	4	4	2				1		2	1		2		
32	209	雲南市	4	4	2				2		3	2		4		
32	343	奥出雲町	4	4	3				3		3	4		2		
32	386	飯南町	4	4	2				2		2	4		1	飯南町地域防災計画 1 災害対策本部体制の整備(全課) (3) 応急活動マニュアル等の整備 町は、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓令を行い、活動手段、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。また、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部署が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平時時及び災害時における男女共同参画担当部署の役割について、防災担当部署と連携し明確化しておくよう努めるものとする。	
32	441	川本町	4	4	2				2		3	1		4		
32	448	美郷町	4	4	3				1		1	4		4		
32	449	島南町	4	4	2				2		2	4		2		
32	501	津和野町	4	2	3				3		3	4		2		
32	505	吉賀町	4	4	3				1		3	1		4		
32	525	海士町	4	4	3				3		3	4		2		
32	526	西ノ島町	4	4	2				2		3	4		3		
32	527	知夫村	4	4	3				3		3	4		3		
32	528	隠岐の島町	4	4	2				1		1	4		2		